

資料第43

罹災（罹災届出）証明願

新規・再調査・再交付

小平市長 あて

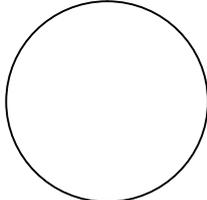
年 月 日

申請者	(フリガナ) 氏名			
	住所 TEL	TEL ( )		
罹災者	(フリガナ) 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	住所 TEL	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ TEL ( )		
罹災年月日	年 月 日	原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他	
罹災場所等	所在地：小平市			
	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 非住家（ <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 別荘/空家 <input type="checkbox"/> 事務所/店舗/倉庫 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 住家兼非住家（1階が店舗や倉庫、2階が住居等）			
	<input type="checkbox"/> 上記以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等） <small>※上記以外の不動産及び動産については罹災届出証明書の発行になります。</small>			
被害状況等	被害箇所	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 居室内浸水 <input type="checkbox"/> その他		
	(被害内容)			
証明書必要枚数	通			
<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合 10%未満）という結果に同意します。 <small>※自己判定方式は、写真等を基に現場調査を行わず、証明書を短期間で交付する方法です。 自己判定方式を用いない場合は、申請を受けた後に家屋調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、罹災証明書発行に時間を要します。被害程度の例は裏面に参照。</small>				

罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。  
 ※委任状は、本人（委任者）が必ず自署してください。

委任状	
申請者を罹災者の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。	
年 月 日	
委任者（罹災者等）	住所 _____
	氏 名 _____

上記に記載および、にチェックをお願いします（裏面も参照してください）

市 使用		受付者	発行者	現場調査員
		確認用 <input type="checkbox"/> 証明願 <input type="checkbox"/> 申請者本人確認 <input type="checkbox"/> 被害写真等		

## ※裏面

### <罹災証明の確認事項について>

・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・住家以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等）については、被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する罹災届出証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、罹災届出証明書の発行となります。

・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。

### <申請・記入事項について>

・申請には、申請者の身分証（免許証等）および被害場所の写真の複写が必要です。

### <被害程度の例（家屋全体に占める損害割合）>

#### 全壊（損害割合 50%以上）

居住のための基本的機能の喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流出、埋没、または家屋の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。

#### 大規模半壊（損害割合 40%以上 50%未満）

居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの。

#### 中規模半壊（損害割合 30%以上 40%未満）

居住する住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難なもの。

#### 半壊（損害割合 20%以上 30%未満）

住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

#### 準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）

住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。

#### 準半壊に至らない（一部損壊）（損害割合 10%未満）

準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

・台風にて屋根の半分が無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。

・外部から来た水の水位が徐々に高くなり、玄関より上に浸水した。

**資料第 4 4**

罹 災 証 明 書

第 年 月 日 号

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分：					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

小平市長

仮置場の可燃性廃棄物の火災予防

(取り纏め：国立環境研究所)

1 火災予防策

- ・ 可燃性廃棄物とは、木くず、畳、シュレッダーダスト、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ、剪定枝等、並びにそれらの混合廃棄物である。
- ・ 仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下にする。積み上げられる山と山との離間距離は2m以上とする。

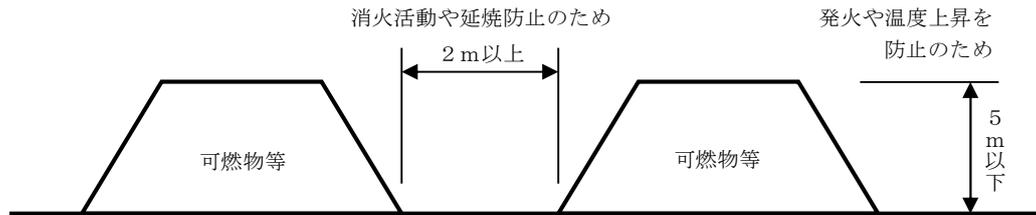


図 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

- ・ ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。
- ・ 積み上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する（毎日同じところに乗って転圧しない）。
- ・ 数週間に一度は仮置場堆積物の切り返しを行い、積み上げたままの状態では長期放置しないようにする。
- ・ 目視による観察を毎日行い、放熱による空気の揺らぎや水蒸気が確認された場合には、直ちに温度を確認し、摂氏40～70度であれば、その部分の切り返しと置き換えの作業を行う。煙が確認された場合には、消防に通報する。
- ・ 繰り返しの降雨の後には堆積廃棄物内の温度が上昇するため、特に注意が必要である。
- ・ 堆積廃棄物の深層温度は、気温よりも1～2か月遅れで上昇することから、少なくとも10月下旬頃までは注意が必要である。
- ・ 積み上げから撤去までが短期間（数週間）の場合はこの限りではない。
- ・ 火災が発生した時のために、消火器・防火水槽等の消化手段を準備しておく。

2 火災予防モニタリングと異常が発見された場合の対応

仮置場の巡回を最低でも週に1回程度実施し、次のいずれか、若しくは、組み合わせたモニタリングを実施することで仮置場の安全性を確保する。

- ・ 表層から1m程度の深さの温度を測定する。
  - 摂氏60度以下であれば微生物発酵のみと考えて良く、火災の危険性はない。
  - 摂氏75～80度以上であれば、化学反応や酸化発熱と共に蓄熱が起こっていると考えられ、地中火災が発生する可能性があることから、危険信号と考えて良い。
  - 摂氏80～100度にて温度の上昇は一旦停止するが、これは水分の蒸発（顕熱）によるものであり、水分蒸発が終了すると発火する危険性が高い。法面を土砂等で被覆して酸素の供給を遮断するか、可燃性廃棄物の山の高さを低くするなどの対応が必要。

※ 摂氏80度を超過している場合の対応

不用意な切り返しによって酸素が侵入し、急激に火災発生の危険性が高まる可能性があるため、摂氏80度を超えるときは、法肩部等に覆土を行い、温度が低下するのを待つこと。また、念のために消防に連絡しておくことが望ましい。摂氏70度以下であれば、切り返しや、高さを低くする等の対策を実施可能と

判断される。

- 表層から1 m程度の深さの一酸化炭素濃度を測定する。
  - 一酸化炭素濃度が50 ppmvを超過するようであれば、危険信号と考えてよい。
  - 実際に無炎燃焼が内部で発生している場合、一酸化炭素濃度は数百 ppmを超過することが多い。
  - 深さ1 mのガス濃度を測定するのは、大気による希釈を防止するためである。
    - ※ 一酸化炭素濃度が50 ppmvを超過した場合の対応：  
深さ1 m程度の廃棄物温度を測定し、摂氏70～80度を超過しているかどうか確認すること。温度が80度を超過している場合は、不用意な切り返しを行わないこと。また、数百 ppmv以上ある場合は、温度が低くても廃棄物層内部のどこかで燃焼がおこっている可能性があるため、詳細な調査を実施してから切り返し等の作業や、覆土の設置等を実施すること。
- 温度計も一酸化炭素濃度計もない場合
  - 仮置場堆積物の上に上がり、芳香系の揮発臭があるかどうかを確認する。
  - 水蒸気の上昇よりもやや速度の速い蒸気もしくは煙があるかどうか確認する。
    - ※ くすぶったような芳香系の揮発臭がある場合の対応：  
地中温度が上昇している可能性があるため、廃棄物層内の温度もしくは一酸化炭素濃度を測定すること。以後の対応は、温度、一酸化炭素濃度の測定を実施し、適切な対応を施すこと。
- モニタリングする重点領域
  - 法肩部分の最も危険性が高く、法肩から4 m程度までを重点的に調査する。
  - 小段部分についても空気の流入が大きくなることから注意が必要である。
  - 本重点領域は目安であり、全体的に調査することが望ましい。

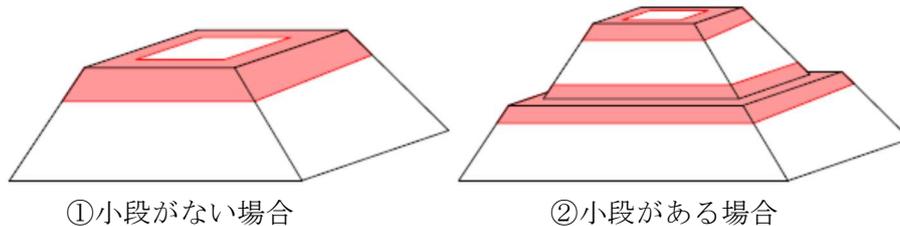


図 仮置場廃棄物における火災発生危険性の高い領域

### 3 火災発生メカニズム

- 可燃性廃棄物の積み上げを開始した初期には、微生物による好気性代謝や化学的な水和反応等によって発熱が生じる。その上にさらに廃棄物を積み上げることで蓄熱が起こる。
- 積み上げ高さが高くなると、可燃性廃棄物の山の内部が嫌気状態となり、嫌気性微生物代謝によりメタンガス等が発生する。
- このとき、作業重機等による荷重圧縮や、5 mを超過する積み上げによる自重圧縮によって可燃性廃棄物内の嫌気性雰囲気が強まる。5 mを超過すると、内部の発熱速度 > 表面からの放熱速度となり、蓄熱も促進される。
- 不飽和脂肪酸（木材からも抽出される）が存在すると、その酸化（二重結合の炭素に酸素が結合）熱により、比較的低い温度でも蓄熱火災（余熱発火）が生じる。
  - 不飽和脂肪酸のうち、二重結合の不飽和結合を多く持つものほど発熱しやすい。
  - 不飽和脂肪酸のうち、オレイン酸は摂氏80度の環境下で20時間で発火（余熱発火）し、100度の環境下では2.5時間で発火する。（内田ら：消防科学研究所報3号「油脂（脂肪酸）の発熱性について」1996年）
- この酸化反応による発火が、メタン等の可燃性ガスに引火することで、他に火花の発生等の着火の要因がない場合でも、火災が発生する。
- この時、酸素の供給が不十分だと無炎燃焼（炭焼き状態）となる。無炎燃焼は堆積物の内部で発生し地中火災となることから煙等が目視されるまで気が付かないことが多

い。

- 酸素の供給が十分だと有炎燃焼となる。表層火災となることから直ぐに目視によって確認できる。
- 降雨が繰り返されることによって廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるので、降雨が多い時期には特に注意が必要である。
- 堆積廃棄物の深層温度は、気温よりも1～2か月遅れで上昇することから、8月を過ぎても少なくとも10月下旬程度までは注意が必要である。

#### 4 その他の重要な留意点

- シート等による被覆について
  - 覆土による窒息消火（大気中の酸素の供給量を減少させ、燃焼を抑制する消火方法）という手法は、堆積物火災の消火時に多用されているが、シート被覆では、大気との遮断を十分に確保できない可能性があり、ガス道ができることで、大気からの酸素の供給が部分的に継続することが懸念される。
  - シート被覆によって表面からの放熱が抑制、蓄熱が促進され、蓄熱火災（余熱発火）が生じる可能性があることから、飛散防止等のためのシート被覆は極力避けることが望ましい。
  - 堆積した可燃性廃棄物の法面のみをシート被覆することで、飛散防止と酸素の過剰侵入を防止できることから、法面のみシート被覆は有効と考えられる。
- 散水による火災防止等について
  - 適度な水分（表面が湿る程度）を与えることで飛散防止の効果がある。
  - 過剰な散水の場合、余剰水による浸出水が発生することや、廃棄物層の嫌気性雰囲気が強まるため、過剰な散水を行わないように注意する。表面が湿る程度に抑える。
  - 表面からの散水では可燃性廃棄物の山全体に均一に水が浸透しないことから、散水による火災防止効果を過度に期待せず、蓄熱しない環境（高さ制限等）や危険物等の混入を避ける対策の方が確実である。

## 資料第46

### 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1 区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村(条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母  上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

\* 上記基準を原則とするが、災害の希望に応じてはこの限りではない。

## 資料第47

### 災害援護資金の貸付

#### 【国制度】

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1%(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年 5%</p>

#### 【都制度】

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
国制度と同じ	<p>1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>2 実施主体 区市町村(要綱)</p> <p>3 経費負担 都 10/10</p> <p>4 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷</p> <p>2 家財の1/3以上の損害</p> <p>3 住居の半壊</p> <p>4 住居の全壊</p> <p>5 住居の全体が滅失又は流出</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%以内(据え置き期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年 5%</p>

## 資料第48

### 生活福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
福祉資金	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
緊急小口資金	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 10万円以内	1 据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

## 資料第 4 9

### 被災者生活再建支援金の支給（東京都福祉保健局）

1 根拠法令	被災者生活再建支援法																								
2 実施主体	都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）																								
3 対象となる自然災害	<p>自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>(4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>(6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県または(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）</p>																								
4 制度の対象となる被災世帯	<p>3の自然災害により</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p> <p>(5) (4)には至らないが、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p>																								
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 4(1)に該当</th> <th>解体 4(2)に該当</th> <th>長期避難 4(3)に該当</th> <th>大規模半壊 4(4)に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>4(1)～(4)の世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>4(5)の世帯</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊 4(1)に該当	解体 4(2)に該当	長期避難 4(3)に該当	大規模半壊 4(4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	4(1)～(4)の世帯	200万円	100万円	50万円	4(5)の世帯	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊 4(1)に該当	解体 4(2)に該当	長期避難 4(3)に該当	大規模半壊 4(4)に該当																					
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																					
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
支給額	4(1)～(4)の世帯	200万円	100万円	50万円																					
	4(5)の世帯	100万円	50万円	25万円																					

## 資料第50

### 中小企業への融資（東京都産業労働局）

機関名	区分	内容	
都産業労働局	災害復旧資金融資（災）	1 資金用途	運転資金、設備資金
		2 対象企業	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
		3 対象災害	次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		4 限度額	8,000万円
		5 利率	年 1.7%（平成24年10月1日現在）
		6 期間	運転資金、設備資金10年以内
		7 保証人	要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		8 担保	原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
		9 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10 信用保証料	保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。
		11 返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）
	経営支援融資「区市町村認定不要型（経営一般）」	1 資金用途	運転資金、設備資金
		2 対象企業	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合
		3 限度額	1億円 組合2億円
		4 利率	融資期間に応じて年1.7%～2.2%以下（平成24年10月1日現在）
		5 期間	運転資金、設備資金10年以内
		6 保証人	要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		7 担保	原則として信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要
		8 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9 信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。
	10 返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）	

中小企業金融公庫	災害復旧貸付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
		2 対象企業	公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者
		3 限度額	(直接貸付) 既往債務残高にかかわらず1億5,000万円 (代理貸付) 既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円
		4 利率	基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)
		5 期間	10年以内 (うち据置期間2年以内)
		6 保証人・担保	原則として必要。ただし直接貸付において3,000万円を限度として担保の徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けている。
		7 返済方法	分割返済
国民生活金融公庫	災害貸付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び運転資金
		2 対象企業	公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方 (直接被害者) 及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方 (間接被害者)
		3 限度額	各貸付ごとの融資限度額に、1災害あたり3,000万円を加えた額 (特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。)
		4 利率	各貸付ごとの利率 (特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。)
		5 期間	10年以内 (うち据置期間2年以内)
		6 保証人・担保	必要に応じて
		7 返済方法	割賦払 (毎月、半年払など) 又は一時払
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び運転資金
		2 対象企業	金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
		3 限度額	特に定めず
		4 利率	所定利率
		5 期間	設備資金20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金10年以内 (うち据置期間3年以内)
		6 保証人・担保	必要に応じて提供
		7 返済方法	分割返済

## 資料第 5 1

### 農林漁業関係者への融資（東京都産業労働局）

#### ① 株式会社日本政策金融公庫による融資

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	災害 0.16 ～0.20%	25年以内	10年以内
農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者	災害 0.16 ～0.20%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植は10年以内)
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(原則として天災)	農林漁業者	災害 0.16%	10年以内	3年以内
農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.16%	20年以内	3年以内

※ 東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）別冊資料から農業関係のみ抜粋し転載。

#### ② 経営資金等の融通（貸付主体は金融機関。都は国の補助を得て利子補給する。）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金（一般及び激甚）	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者 ※1 3.0%以内  3割被害者 ※2 5.5%以内  その他 6.5%以内	3年以内～6年以内 激甚災害の場合は4年以内～7年以内	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—

<p>(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。</p> <p>なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>(貸付限度) [経営資金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人は、200万円以内(政令で定める資金500万円以内)</li> </ul> <p>なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人は、2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内)</li> </ul> <p>[事業資金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内。</li> </ul> <p>なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会は7,500万円以内</p> <p>(注) 1 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。</p> <p>2 上記表の利率(年利)</p> <p>※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者又は50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。</p>
--

注1 一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。

2 既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

## 資料第52

### 災害報告の様式

災害報告様式

No. 1 被害概況速報

地区名 小平市

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の时限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名 小平市

被害の状況		地区名		地区	地区	地区	地区	計	
		地区	地区						
人的被害	死者								
	行方不明								
	負傷	重傷							
		軽傷							
		小計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失							
		半壊又は半焼							
		一部破損							
		床上浸水							
		床下浸水							
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯						
			人員						
		半壊又は半焼	世帯						
			人員						
		一部破損	世帯						
			人員						
		床上浸水	世帯						
			人員						
		床下浸水	世帯						
人員									
災害発生日月日				年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名 小平市

被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼															
流失															
半壊・半焼															
床上浸水															

No. 4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 ( 貸 ) 与 費	世 帯			員数内識別表のとおり
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世 帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			員数内識別表のとおり
小 学 校 児 童	人			うち教科書 円
中 学 校 生 徒	人			うち教科書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			うち教科書 円
(10) 埋 葬 費	体			
大	人 体			
小	人 体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

別 表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼) 床上浸水														

## 資料第 5 3

日毎の記録を整理するために必要な書類

### №. 1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票					
救 助 の 種 類	避 難 所	炊出し等	飲料水	生活必需品	小 _____ 平 _____ 市 _____
	医療救護	助 産	仮設住宅	住宅修理	_____ 責任者氏名 _____ 印
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸 送	
	労務供給				
NO. _____					_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
員 数 ( 世 帯 )					
品 目 ( 数 量 ・ 金 額 )					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助総括様式 No. 2 救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)流失	世帯数 世帯数	( ) 世帯 点
		収容人員	人			半壊半焼 床上浸水	世帯数 世帯数	( ) 世帯 点
野外仮設	箇所数	箇所	翌日への繰越量		点			
	収容人員	人						
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班 出動数		ヶ所
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数	箇所				診療者数	医療	人
							助産	人
	救出人員	朝	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		昼	人				診療人員	人
		夜	人			助産	施設数	ヶ所
		計	人				救助終了予定月日	
	供給人員		人		救出地区			
	供給水量		ℓ		救出した人員		人	
給水期間	開始月日	月 日	今後救出を要する人員		人			
	終了予定日	月 日	救出終了予定月日		月 日			
給水方法				救出の方法				
				被災者救助				

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体	
	小学生	全壊(焼)世帯	( )人		死体処理	死体	死体洗浄	体
		半壊(焼)世帯	( )人				死体縫合	体
		床上浸水世帯	( )人				死体消毒	体
	中学生	全壊(焼)世帯	( )人		死体保存	既存建物利用		ヶ所
		半壊(焼)世帯	( )人			仮設建物		ヶ所
	高校生	全壊(焼)世帯	( )人		死体処理機関			
		半壊(焼)世帯	( )人		今後処理を要する死体		体	
	翌日への繰越量				点	死体処理終了予定月日		月 日
	埋葬	前日までの埋葬				障害物の除去	要障害物除去戸数	
本日埋葬		大人		体	本日除去した戸数 (計戸)		戸	
		小人		体	今後除去する戸数		戸	
		計		体	除去終了予定月日		月 日	
翌日以降の要埋葬数			体	公用車使用			台	
埋葬終了予定月日			月 日	借上車使用		台		
死体の搜索	搜索地区			送	救助の種類			
	死体	搜索を要する死体				体		
		本日発見死体				体		
	今後の要搜索死体				体	人夫雇上げ数		
	搜索の方法				人夫	従事		
搜索終了予定月日			月 日	作業				
仮設住宅	着工月日		戸 月 日	備考	その他			
	竣工月日		戸 月 日					
住宅修理	着工月日		戸 月 日					
	竣工月日		戸 月 日					

## 資料第54

### 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

#### ① 避難所の設置

救助の対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者
費用の限度額	基本額 避難所設置費 1日1人当たり 320円以内 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算
救助の期間	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。 2 輸送費は別途計上

#### ② 応急仮設住宅の供与

救助の対象	住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
費用の限度額	1 建設型仮設住宅 1戸当たり5,610,000円以内 2 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額
救助の期間	1 建設型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 救助期間：完成の日から最長2年 2 借上型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年
備考	1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。

#### ③ 炊出しその他による食品の給与

救助の対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
費用の限度額	1人1日当たり1,140円以内
救助の期間	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

④ 飲料水の供給

救助の対象	現に飲料水を得ることができない者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	輸送費、人件費は別途計上

⑤ 被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与

救助の対象	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。							
	2 下記の金額の範囲内							
	区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す 毎に加算	
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
	全壊 全焼	夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
		冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円
半壊 半焼 床上 浸水	夏季	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円	
	冬季	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円	
救助の期間	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)							
備考	備蓄物資の価格は年度当初の評価額							

⑥ 医療

救助の対象	医療の途を失った者(応急的措置)
費用の限度額	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内
救助の期間	災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	患者等の移送費は別途計上

⑦ 助産

救助の対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
費用の限度額	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の8割以内の額
救助の期間	分べんした日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	妊婦等の移送費は別途計上

⑧ 被災者の救出

救助の対象	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上

⑨ 被災住宅の応急修理

救助の対象	1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 584,000円
救助の期間	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)

⑩ 学用品の給与

救助の対象	全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,400円以内 中学校生徒1人当たり4,700円以内 高等学校等生徒1人当たり5,100円以内
救助の期間	1 教科書 災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内
備考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外

⑪ 埋葬

救助の対象	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者
費用の限度額	1体当たり 大人(12歳以上)211,300円以内 小人(12歳未満)168,900円以内
救助の期間	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)

⑫ 死体の搜索

救助の対象	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備 考	輸送費、人件費は別途計上

⑬ 死体の処理

救助の対象	災害の際死亡した者
費用の限度額	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり3,400円以内 2 死体の一時保存 ① 既存建物利用の場合：通常の実費 ② 既存建物利用でない場合：1体当たり5,300円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 救護班以外は慣行料金
救助の期間	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備 考	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上

⑭ 障害物の除去

救助の対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者
費用の限度額	1世帯当たり135,400円以内
救助の期間	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)

⑮ 輸送費及び賃金職員等雇上費

救助の対象	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	救助の実施が認められる期間

## 資料第55

### 被災者相談窓口の相談分野・相談内容

#### 【市の相談窓口】

相談分野・相談内容	担当課
総合相談	市民課
法律相談	
災害情報の提供	防災危機管理課
「罹災証明書」の交付	税務課
市民税・都民税に関する相談（減免措置等）	
固定資産税、都市計画税に関する相談（減免措置等）	
租税の徴収猶予に関する相談	収納課
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する相談（減免措置等）	保険年金課
介護保険に関する相談（介護保険料・利用者負担額の減免等）	高齢者支援課
安否情報相談（行方不明者に関する相談）	市民課
消費生活に関する相談	市民課
小規模事業の資金の融資等についての相談	産業振興課
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給	生活支援課
災害援護資金の貸付	
建築制限に関する相談	建築指導課
応急仮設住宅等（都営住宅等）入居手続相談	市民課
住宅の応急危険度判定、被災住宅の応急修理	建築指導課
生活支援相談（生活保護の受給）	生活支援課
ひとり親家庭の相談	子育て支援課
子どもに関する手当・助成の相談（児童手当・児童育成手当・子どもの医療費助成）	子育て支援課
保育相談（保育再開予定、入園・転園手続き、保育料減免措置等）	保育課
女性相談	市民協働・男女参画推進課
障がい者相談	障がい者支援課
保健・医療相談（育児相談・健康相談）	健康推進課
災害ごみ、し尿、がれきの処理等の相談	資源循環課
衛生相談（防疫）	環境政策課
飼養動物の保護、適正飼養・譲渡に関する相談	
学校教育に関する相談（被災に伴う児童・生徒の心理相談）	指導課
就学・転校手続き、学用品費等の就学援助費の支給等	学務課
義援金の受付	生活支援課

#### 【関係機関の窓口】

相談分野・相談内容	担当
外国人の相談窓口	小平市国際交流協会
ボランティアの受入・依頼	小平市社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付	
精神保健福祉相談	多摩小平保健所
所得税などに関する相談	東村山税務署

## 資料第56

### 気象庁震度階級関連解説表

#### 【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を検討し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

- ※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

●人の体感・行動・屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料第 57

### 気象庁の火山観測・監視体制

各地方の活火山	火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山 (50火山)
北海道地方	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、 有珠山、北海道駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、倶多楽、恵山
東北地方	岩木山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、安達太良山、磐梯山、秋田焼山、岩 手山、鳥海山、栗駒山、蔵王山、十和田、八甲田山
関東・中部地方	那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、 富士山、箱根山、弥陀ヶ原、伊豆東部火山群、日光白根山、乗鞍 岳、白山
伊豆・小笠原諸島	伊豆大島、三宅島、新島、神津島、八丈島、青ヶ島、硫黄島
中国地方	
四国地方	
九州地方	九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部 島、諏訪之瀬島、鶴見岳・伽藍岳
沖縄	

※十和田、硫黄島は、噴火警戒レベル未導入火山

浸水予想区域・土砂災害警戒区域

